



日本・シンガポール経済連携協定改正(大筋合意の概要)



改正交渉の経緯

2002年11月
JSEPA 発効



2006年4月
改正交渉開始を決定
(第2回JSEPA総括委員会)



2006年6月～1月
専門家会合 7回



2007年1月
大筋合意
(第3回JSEPA総括委員会)

日本・シンガポール経済連携協定(JSEPA)改正の意義

- －発効後5年目を迎えた協定のアップデート(双方関心分野の自由化拡大 等)
- －ASEAN全体との経済連携強化のための更なるステップ

● 市場アクセス改善 (日本側のみ。シンガポール側は現行協定締結時に全品目の関税を撤廃済。)

- 鉱工業品 一部の石油・石油化学製品:即時又は段階的関税撤廃
- 農林水産品 一部の熱帯産品及びその調製品等:即時又は段階的関税撤廃

● 金融サービス 特定約束の改善

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □ シンガポール側改善点 <ul style="list-style-type: none"> ・フルバンク免許枠の追加譲与(1行分) ・ホールセールバンクの免許数量制限撤廃 ・国境を越えた証券サービスの自由化拡大 | <ul style="list-style-type: none"> □ 我が方改善点 <ul style="list-style-type: none"> ・保険仲介サービスの自由化拡大 ・国境を越えた証券サービスの自由化拡大 |
|---|--|

● その他の主な改正部分

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 原産地規則 <ul style="list-style-type: none"> 付加価値基準の閾値60%を40%に引き下げ等 □ 税関手続 <ul style="list-style-type: none"> 透明性向上に向けた更なる規定の整備等 | <ul style="list-style-type: none"> □ 競争 <ul style="list-style-type: none"> 星側競争法、競争当局設立に伴う技術的修正 |
|---|--|

今後の作業

改正議定書の署名に向け、全ての改正条文・関連文書確定のための作業を継続。